

心掛けひとつで、 街は美しく気持ち良く 生まれ変わります。



自転車は、経済的で環境にやさしい乗り物です。健康づくりにも役立つため、通勤・通学・買い物など、多くの人々に利用されています。しかし、その一方で、駅周辺や商店街などの道路上に自転車を放置する人も多く、次のような問題が起こってきています。

- 1 歩行者の通行の障害になります。
特に、お年寄りや身体に障害のある人たちにはとても危険です。
- 2 消防車や緊急車両などの通行障害になります。
- 3 景観が悪くなります。
- 4 住居への出入りや店舗の営業活動の妨げになります。

そこで、北九州市では「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」を制定し、平成元年10月から施行しています。この条例は、自転車の放置を防止することにより、歩道や駅前広場などの貴重な公共空間を確保し、安全で美しく気持ちのよい生活環境を守ることを目的としています。自転車の放置は、市民生活や経済活動に大きな迷惑がかかりますので、条例に基づき、自転車駐車が概ね整備された地域を「**自転車放置禁止区域**」に指定しています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



自転車の放置とは

公共の場所に自転車が置かれ、その自転車の利用者（または所有者）が自転車から離れていて、すぐに自転車を移動することができない状態を言います。つまり、放置自転車かどうかは、放置時間の長さや自転車の使用目的ではなく、置かれた自転車の状態によって決まります。1台くらいは良いだろうという、その1台が大量の放置自転車を生み出すものになります。

自転車放置禁止区域とは

自転車が放置されることにより、生活環境の悪化や通行の障害となる場所で、自転車駐車が概ね整備されている地域を[自転車放置禁止区域]に指定し、区域図を示した案内板等を設置するとともに、路面にも表示をしています。



放置自転車の移動・保管

- 放置禁止区域内に放置されている自転車は、警告の後、各区の保管場所に移動します。
- 放置禁止区域以外の公共の場所でも、7日間以上放置されている自転車は、同様に移動の対象になります。
- 移動後に所有者が判明したものはハガキにより連絡しますが、3箇月経過しても引き取りに来ない場合は、市が処分します。
- チェーン等で固定されているものについても、切断のうえ移動しますが、チェーン等の補償はいたしません。
- 放置自転車として移動・保管した場合、返還時に移動・保管手数料として、2,000円を支払っていただきます。
- 自転車の返還時間は次のとおりです。ただし、日曜・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は返還事務はおこなっていません。

月曜～金曜 / 15時～19時

土曜 / 13時～17時

自転車駐車場について

放置禁止区域内には自転車駐車場を設置しています。必ず自転車駐車場に駐輪するようにしましょう。有料自転車駐車場の料金は次のとおりです。

■ 利用料金表

種 別	自 転 車		バ イ ク	
	普 通 使 用	一 日 一 回 一 つ き	普 通 使 用	一 日 一 回 一 つ き
回数券による使用	11枚つづり	1,000円	1,000円	1,500円
定期券による使用	学 生	1 箇 月	1,300円	1,900円
		3 箇 月	3,700円	5,400円
	一 般	1 箇 月	2,000円	3,000円
		3 箇 月	5,700円	8,500円

※ただし、普通券・回数券は利用状況により超過料金が発生する場合があります。
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は生活保護世帯の方は、手帳または証明書を表示されると無料になります。

- 利用時間 / 6時～22時（管理員を配置）
※休業日 / 1月1日～3日
- 利用申込 / 各自転車駐車場
- 利用対象 / 自転車とバイク

- バイクは、側車付を除く。
- バイクは、小倉駅南口自転車駐車場、折尾駅北自転車駐車場、本城駅前自転車駐車場については、125cc以下に限る。
- 高車等の場合は、お近くの自転車駐車場をご案内することがあります。

